

①定船場(じょうふなば)関東16カ所(元和2年8月) 松戸市史中巻571頁、流山市市史通史Ⅱ823頁等

利根川:白井渡(JR渋川駅付近)・厩橋(前橋市)・五料(群馬県玉村町)・一本木(現本庄市)・葛和田(現熊谷市、赤岩渡船)・河俣(群馬県川俣村)・房川(現古河市、栗橋の対岸中田関所)・七里ヶ浜(柏市布施)・関宿之内大船渡境・府川(茨城県布川)・神崎(香取郡)・小見川(香取郡)、江戸川:松戸・市川、渡良瀬川:古河(古河市)。

ー 定船場之外わきわきにて、みだりに往還の者渡へからざる事、(以下略)

②「新編武蔵風土記稿(文政十一年(1828)成立)」の渡し場等の記述概要(国立国会図書館デジタルコンテンツ版(林達斎))

寛永八年(1631)各村への制状には、近郷の農民や木こりに限る事、旅人等の往来を禁ずること等が記述。

風土記稿村名	左岸村	新編武蔵風土記稿(渡し関係の記述)
丹後村	流山村	作場渡アリ 対岸流山村二達ス 寛永八年九月伊奈半十郎ガ出セシ 渡場制禁ノ掟書アリ 樵耕ノ外輒ク通スマジキヨトヲ書セリ。 丹後村ハ井原丹後ト云モノ開発セシニヨリ村名ト・・・。
三輪野江村	桐ヶ谷村及 下花和村	此川二作場渡アリ 下総国桐ヶ谷村及下花和村ニ至ル 是ハ近郷ノ 樵夫耕作人等便路ノ為設ル所ニシテ猥ニ往来ヲユルサズ其旨ヲ 書シテ寛永八年伊奈半十郎ヨリ出セシ制状アリ
加藤村	新宿村	作場渡アリ 対岸下総国葛飾郡新宿村へ達ス 又河岸場アリ
樋ノ口村		江戸川 作場渡アリ
小向村	松戸宿	江戸川 対岸松戸宿ニ達スル作場渡アリ 寛永八年伊奈半十郎忠治掟所三通ヲ出シ農樵ノ 外旅人等ノ往来ヲ禁ス *樵=しょう、きこり
茂田井村	* 牧瀬河岸の記述有	村境の國界を流る・・・、此川の岸に、牧瀬河岸、上河岸ト唱フルニケ所ノ河岸場アリ、川ニ添テ堤アリ・・・
岩野木村	* 牧瀬河岸?の記述有	岩野木村ハ幸房村ヨリ分レシ其の一ナリ・・・。江戸川東ノ方國界ヲ流ル川幅・・・此の川 □ ニ口瀬河岸ト唱・・・
幸房村		幸房村ハ松浦久左衛門幸房云モノ開発ス故ニ村名トシ・・・

③飛び地等について

流山市史通史民俗編 90~91頁、チェック流山のむかし88~90頁、流山の地名を歩く28頁、松戸市史中巻460頁、東葛飾郡誌1751 ~ 1752頁、等を参照。

④羽口の渡し関係(道標等からの検討レポート等)

ガイドの会「連絡の窓」令和3年12月に掲載。下記URL参照↓

<http://shisekigaido.starfree.jp/sub50desemberr-3.html>

⑤『千葉県東葛飾郡誌』(大正12年(1923)刊行の「橋梁及渡船」の項、原本は表していない為、「流山の地名を歩く」31頁表を転載

⑥流山市史通史2 第五編第六章交通の発展 四 渡し 流山市域の渡船表 481～482頁

*『千葉県東葛飾郡誌』1018～1024頁

*凡例的な記述として「以上は主として許可渡船に係るものを記せり、而して許可年月日に×符あるものは大正7年8月末の調査に属し、同符なきものは明治40年の調査たり。故に過去及び現在に於て實際渡船しつつあるものも許可なきものは省略せり。(後略)」とある。

渡津名	所在地名	川幅 水幅	路線名	許可年月日	備考
深井新田渡	新川村	110間	深井新田より	明治10年6月5日	
	深井新田	110間	三輪野江村に至る	×明治44年 2月	
平方村新田渡 (尼谷渡)	新川村	120間	平方村新田より	明治10年6月5日	
	平方村新田	110間	吉川町に至る	×明治44年2月19日	
上新宿渡 (六兵衛渡)	新川村	95間	上新宿新田より	明治10年6月6日	
	上新宿新田	86間	三輪野江村に至る	×明治43年10月31日	
南渡 (半割渡)	新川村	90間	南より	明治10年6月5日	
	南	85間	三輪野江村に至る	×明治44年2月19日	
羽口渡	新川村	95間	下花輪より	不詳	
	下花輪	90間	三輪野江村に至る	×明治44年 2月 19日	
加村渡 (本多川岸渡)	流山町	100間	加より	明治12年8月16日	「矢河原(やっから)の渡し」とも呼ばれる。
	加	100間	早稲田村に至る	×不詳	
丹後渡	流山町 流山	100間	流山八木道より 丹後に至る	×不詳	「流山町誌」に「八木野の渡」と記載あり。
幸房渡	流山町 木	100間	木小金道より 幸房に至る	×不詳	

⑥流山市史通史2 第五編第六章交通の発展 四 渡し 481～482頁の解説文

江戸川の橋は葛飾橋(松戸～水元・明治四四年)、江戸川橋(市川～小岩。明治三八年)、下江戸川橋(行徳～葛西。大正元年)と数が少なく、架橋も明治時代末期と遅い。当然ながら河川の横断には渡船が利用されるが、その数は意外に多い。現在の橋の感覚をもってしては渡船の実態は理解できない。同時に公的な記録も少なく、断片的に見られる史料を重ね合わせて概要を復元しなければならない。第二二七表は流山市域に所在した渡船の一覧であるが、里道や作場渡しなど、小規模な渡しがほとんどで、渡船が生活に密着していたことがうかがわれる。

第二二七表 流山市域の渡船

深井新田渡し	深井新田の渡し	平方村新田渡し	尼谷の渡し	上新宿新田渡し	加藤の渡し	半割の渡し	羽口の渡し	本多川岸渡し	矢河原の渡し		牧瀬河岸の渡し	丹後の渡し	岩野木の渡し	名称	別名称	種別	経営	川幅	船数	許可年月日	備考
				加藤河岸	六兵衛の渡し	南渡し			加村の渡し				幸房の渡し								
不明	不明	不明	不明	不明	作場渡し	不明	里道	不明	里道		不明	小金道渡し	里道渡し								
民営	民営	民営	民営	民営	民営	民営	官営	民営	民営		民営	官営	民営								
一〇〇間	不明	一〇〇間	不明	八六間	不明	八五間	九五間	一〇〇間	不明		不明	一〇〇間	一〇〇間								
不明	不明	不明	不明	不明	一	一	二	不明	二		不明	三	二								
明治一〇年六月五日	不明	明治一〇年六月五日	不明	明治一〇年六月六日	不明	明治一〇年六月五日	不明	明治一二年八月一六日	不明		不明	不明	不明								
	大正末迄存続		昭和三七年度迄存続		昭和二〇年度迄存続	昭和二〇年度後半迄存続	昭和一七年度迄存続				に二使	述が	「新								

(参考)流山博物館への質問と回答

○2/9メール回答

標柱等に公営と記述にある件、(前頁 市史近代篇「流山市域の渡船表」に「官」とある根拠について

質問1 羽口の渡しについて

流山市立博物館調査研究報告書10『河川と流山』において、聞き書きという形ですが、個人経営だったと記されています。

なお、標柱の記述については、出典はわかりかねます。

質問2 丹後の渡しについて

流山市立博物館調査研究報告書10『河川と流山』によると個人経営ではなかったといわれています。同書に、「村営」だったという記述があります。

質問3 渡しの管轄について

誰が管轄していたかは明確ではありません。

ただし、代官の所替の際の引継書類の中に渡船関係の書類があることから、代官が管轄していた可能性は否定できません。

○2/9電話(メール回答の不明部分の再問合せ)と回答

Q1メールで質問した件で、当初提示の市史通史Ⅱの渡し表(482頁)には官営と経営区分の表記がある。市史通史Ⅰの渡し表には区分はなし。表は何らかの根拠等で区分分けした表ではないか?この件の回答がない理由は?因みに三郷と吉川各市史は、この2つを官営としている。

A1流山市史近代篇の該当表はいろいろな所から情報を集約して作った表のようだ。当時の作成者が既にいないので、この表自体どの情報を採用したか、信頼できるかも疑問だったので回答に触れなかった。他市史の事までは不明。参考に、官民区分の『河川と流山』の聞き書きをメールで書いた。

⑦武蔵國郡村誌(明治15年迄に編纂、昭和28刊)に記述ある「官」の箇所について

近代の渡し二か所(三輪野江村(羽口の渡し)、丹後村(丹後の渡し)が「官」とある根拠。

*「三郷市史10巻水利水害330頁渡しの表」「流山近代史(山形紘)」の注釈には、「利根川の水運県調査報告書(埼玉県教委)とあり確認。

これらには「武蔵國郡村誌」からの引用とある。官の関わり内容等の記述はなし。

国立国会図書館デジタルコレクションデータ(吉川図書館)PDFから。

渡し(河川)	村名	武蔵國郡村誌	備考
丹後の渡し (江戸川)	丹後村	「丹後渡小金道に属し村の東方江戸川の下流にあり渡船三艘官渡」 『新篇武蔵風土記稿』についての記述や幕末の見張り番の件などの記述有。	丹後の渡しは、葛飾郡丹後村と下総国葛飾郡流山村を結び、中世からの小金街道と水戸脇街道との合流点に位置する重要な渡しであった。
羽口の渡し (江戸川)	三輪野江村	「羽口渡里道に属し村の東方前川の下流にあり渡船二艘官渡」、 「渡船 人渡一馬渡一」	

⑧⑨に掲載の地図



⑧流山市史民俗編第二章(1)交通 ②橋・渡し・坂 90～91頁
渡し

江戸川を川越えする手段は、流山橋の開通以前はすべて渡し船による方法であった。特に近世以来生活指向は江戸であり、東京であった。このため一部の物資は舟運により運ばれていたが、日常生活レベルではともかく川を渡り埼玉県側に上陸しなければならなかった。また鉄道時代になっても市域ではJR馬橋駅を結ぶ流山鉄道(大正五年開業)が唯一であり、一方市域の東縁を走る東武野田線(明治四十四年開業)があるが、流山地区から遠く離れ恩恵に浴していなかった。渡し場は古くから流山にはハヶ所あった。これらの渡し場は、埼玉側との重要な交通手段であった。現在の江戸川は、河川改修により以前のものと同流路がやや異なる。かつての江戸川は今上(現野田市)から現在埼玉県の新田(深井新田・平方新田)の西側を流れて平方村新田へ流れていた。旧庄内古川の旧河道のことである。この地域は旧平方新田下谷邑と深井新田の二地区に分かれていた。このため当然渡しは住民の道であり足となっていた。深井新田には深井新田の渡し、平方村新田と平方新田には尼谷の渡しを利用されていた。そして深井新田の渡しは、大正期に廃止されたが、尼谷の渡しは旧新川地区の埼玉側への重要な渡しとして残り、昭和期に入っても存続していた。

また旧新川地区にはこの他に、上新宿新田の六兵衛の渡し、南の半割の渡し、下花輪の羽口の渡しなどがあつた。旧流山地区では、加の矢河原の渡し、流山の丹後の渡し、本の幸房の渡しを利用されていた。なお、幸房の渡しの本側にはオトク店という商店があり、渡しの目印として親しまれていた。

⑨チェック 流山のむかし 流し 155～157頁

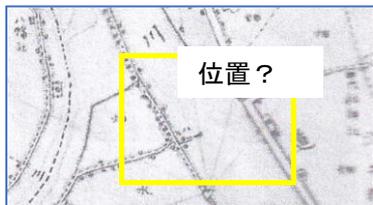
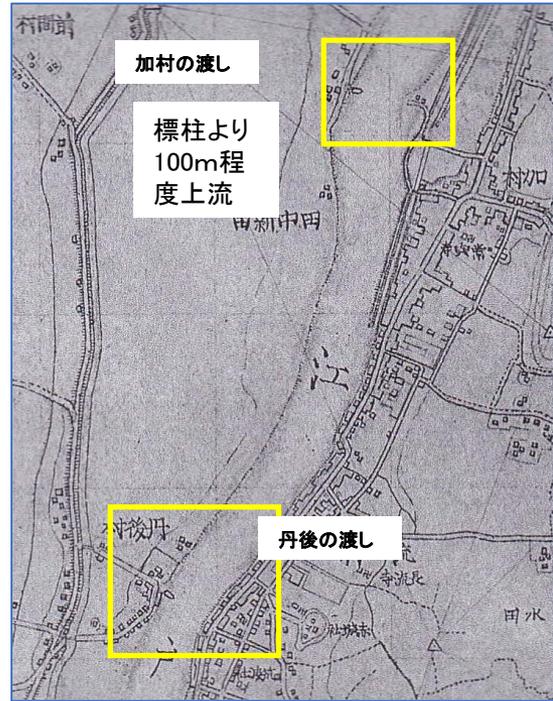
江戸川の渡し

流山橋の上流約三百六十メートルの川中に残る橋脚が「旧流山橋」の跡です。流山が水運で栄えた江戸時代から明治・大正時代にはここに渡し場があり、小舟を利用して対岸と往來していました。この渡し場を「丹後の渡し」といいました。江戸川には約一キロメートル間隔で渡し場があり、上流から、深井新田の渡し(深井新田)・天谷の渡し(平方村新田)・六兵衛の渡し(上新宿新田)・半割の渡し(南)・羽口の渡し(下花輪)・矢河原の渡し(加)・丹後の渡し(流山)・幸房の渡し(木)がありました。これらの渡しは、流山橋の架橋や土手の改修などにより昭和四十年頃までには姿を消しました。丹後の渡しについては「新編武蔵国風土記稿」の丹後村の項目に、「村の東国界にあり、川幅百二十間、作場渡あり、対岸流山村に達す、寛永八年九月伊那半十郎が出せし渡船制禁の掟書あり、樵耕の外輒(たやす)く通ずまじくことを書せり」と記述があります。また、天保十二年(一八四一)の「小金紀行」の著者は、諏訪神社への参詣路の行程を、江戸から新宿(現足立区)を経て茂田井村(現三郷市)に出て、そこから十町(約一キロメートル)の道程で、「流山の渡し」に着くと書いています。流山の渡しは丹後の渡しと考えられます。

* 解説欄の記述には、丹後の渡し 幕府公認の渡しとして江戸時代は丹後村で管理されていた。明治二十二年(一八八九)に早稲田村が成立すると管理は同村に引き継がれた。大正十二年(一九二八)より流山町の管理となる。

⑩迅速測図(明治13年 記載の渡し場所)

河川改修や水害等により
渡し場所は、一定ではな
かったとの推定。



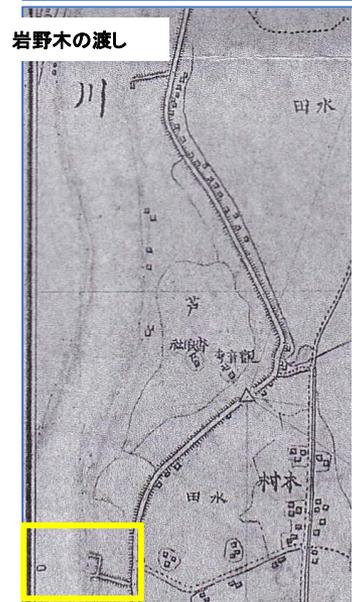
深井新田の渡し



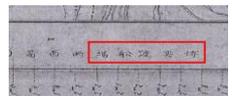
平方村新田の渡し



渡し船マーク



岩野木の渡しであれば標柱より860m程下流



下花輪村之付近迅速測図欄外に「博奕渡船場」の断面図

⑪日本地名大系12(千葉県の地名) 平凡社 二八一頁

中野久木村

……年欠の江戸川通絵図(多々良家蔵)によると当村の領域は一部江戸川の西岸、庄内古川の東側まで広がっており、江戸川の川中には中洲がみえる。一方、元文三年の前掲新畑検地帳には村内の中洲に長さ四〇間・横七間の河岸があったことが記されている。慶応四年(一八六八)の十太夫新田御林真木河岸出駄賃帳(須賀家文書)の表紙にみえる「中野久喜河岸」とはこの河岸をさすか。

⑫流山市史近代資料編 流山町 三七八頁

渡船の項

矢河原渡

古坂家

矢河原渡船二付てハ航路は東部常絶地方の貨物往復輻湊の故を以て間屋川岸の船舶出入最繁く毎夜出帆す武州越ヶ谷吉川町二通する瀬割の渡し今矢河原といふ渡船場は従来農渡しとして在しか文久三年十月御用渡しとなれり其出願者村役人と古坂喜左衛門等相謀り船戸役所請願す。其後明治十一年其時ノ戸長三上貞次郎ナル者ト相談ノ上又之出願尽力して全部入費ヲ御立替小舟ヲ持らひ其當時五厘ノ渡しと本日至り漸く埼玉トノ交通ヲ出来一錢渡しと相成ました當方てハ切符ヲこしらへて長く来客ニ差上ました。

(参考) (前間村について)

日本地名大系11(埼玉県の地名) 平凡社 一一二四頁

前間村 ⑪三郷市前間。早稲田

後谷村の東に位置し、東は江戸川河川敷に開発された田中新田。村の中央を新田用水、東を庄内古川が南流する。田園簿では田三七四石余。畑一五二石余、ほかに野錢永三貫一五文がある。慶長(一五九六—一六一五)頃に開発された丹後・小谷堀。後谷の三方村を含んでいたという(『風上記稿』)。元禄郷帳ではそれぞれ一村として村立てされており、当村の高一三〇石余。江戸時代を通じて幕府領であったと思われる(田口鉾・旧高旧領取調帳など)。貞享二年(一六八六)に関東郡代伊奈忠篤が記した利根川通関所之外脇渡場改覚(竹橋余筆)には前間新田と記される。同覚によれば、同新田では伊奈忠治が江戸川の対岸にある耕地への渡船を許した寛永八年(一六三一)九月の作場渡証文を所持しているが、貞享三年時は対岸に作場はなく船渡しもしておらず、用のある時は丹後村より渡船していたという。

⑬流山市史近代資料編
新川村關係資料 二水運

渡船開設願

明治十一年(一八七八)

221~222頁

渡船開設願

(一八七〇)
明治十一年

〔秋元(家)〕

渡船開設願

第十二大区七小区

葛飾郡

下花輪村

一、江戸川渡船

右渡舟之義候ハ從來對岸埼玉縣武蔵国葛飾郡三輪野井村片渡船ニ候處該線路ヲ渡場陸前濱街道ニテ人行夥多之場所隨テ昇降口平素破崩夕止ヲナルニ付加繕之義屬該村江及掛合候得共兎角等閑勝ニテ渡船場之難惡現ニ車馬人行之支障不尠ステ然ニ道路修繕之義ニ付テハ兼々御布達之趣モ有之矣ニ難閑場所ニ候得共貧困之当村修繕行届兼殊ニ江戸川ハ関東第一ニ等之大川ニテ少シク満水之節ハ当村ニテ堤防之為メ堤所々江番人差出置候自今渡船御許可被成下候ハ、其有益ヲ以費用ヲ償イ自村ニテモ甚弁理ニモ相成旁後來渡場修繕且行人便利之為メ当村ニ於テモ渡船相開キ兩渡船ニ仕度該村江申談候處會テ故障之筋モ無之ト存候間何卒出格之以御仁恤ヲ前願御聞濟被成下度別紙賃額書相添此段奉願上候以上

明治十一年九月

右村

出願惣代

願人掛長

同副

第十二大区七小区

葛飾郡 下花輪村

東陸前濱街道西越ヶ谷駅迄

一 渡船場

壹ヶ所

一 江戸川

地元下花輪村

一 川幅中央迄

何百何間

水源上野国利根郡文珠ヶ嶽ヨリ流出利根川合流閑宿ヨリ江戸川分流葛飾郡堀江村ヨリ海江落ル

一 渡 船

式艘

一 内 歩行漕船

壹艘

一 馬 船

壹艘

一 賃銀調

男女壹人

一 同

五歳ヨリ十二歳未満壹人

一 同

牛馬

一 同

同附荷一駄

一 金

諸荷物式人持以上

一 金同

壹個

一 金同

兩掛 壹個

一 金同

駕籠 壹挺

一 金同

人力車 壹輛

一 金同

小車

一 金同

大車

一 金同

大車

⑭ 吉川市市史 近代資料編 58 明治十一年（一八七八）三輪野江・下花輪村間渡船賃銭表 95頁

58 明治十一年（一八七八）三輪野江・下花輪村間渡船賃銭表

第式拾六号

第三区
武蔵国北葛飾郡三輪野江村

利根川通 渡船

明治十一年一月十九日許
右対岸千葉県管下下総国葛飾郡下花輪村

常水平均川巾百六間
出水

賃銭

一男女共 老人 金五厘

但五年以上十二年未滿ノ者ハ本賃銭ノ半額

一牛馬 老疋 金五厘

一人力車 老輛 金五厘

一大七以上荷車 老輛 金三厘

一大六以下荷車 老輛 金三厘

一駕籠 老挺 金三厘

一両掛分持 老荷 金三厘

一長持式人持以上 老棹 金五厘

但六人持以上老人毎二五分増

一諸荷物 老駄 金五厘

以上牛馬ノ口附車夫担夫等、右ニ附属スルモノト雖トモ本

分ノ賃銭ヲ加払フモノトス

〔埼玉県行政文書〕明治1718

⑮ 吉川市市史 近代資料編 61 明治十七年（一八八四）吉屋村渡船場開設願 97〜98頁

新規渡船場開設願 埼玉県 北葛飾郡吉屋村

庄内古川通

一常水川巾長式十三間五尺

一出水川巾長百五拾七間五尺

右奉上申候、庄内古川通り字庄内古川堤之義ハ、千葉県下東葛

飾郡中ノ久木村トノ対岸ニシテ、渡船相開候得ハ独り当村人民

ノ便宜ノミナラス、前堤（江戸川）江戸川通りニハ既ニ渡船ノ

設ケ且火輪船ノ発着モ有之所ニシテ、諸人通行ノ便宜不尠地ニ

付、当村及中ノ久木村ト一同協議ノ上、渡船開設仕度旨ヲ以テ

上流関新田村、下流加藤村江も夫々及取合候処、彼村々ニ於テ

* 次頁
へ続く

も更ニ故障之筋無御座候儀ニ付、今般前顯之場所へ渡船場相開度奉存候間、何卒御詮儀ノ上御採用被成下度、別紙賃錢高及図面相添此段連署ヲ以テ奉上申候也

明治十七年七月十八日

右村惣代

願人

鹿倉由太郎

同 浮谷平六

同 互井治郎左衛門

戸長浮谷五郎兵衛

同郡半割村 加藤村 鹿見塚村

戸長山崎甚右衛門

同郡関新田村 上笹塚村 会野谷村

戸長鈴木要吉

同郡八子新田 鍋小路村

戸長中村武敬

千葉県東葛飾郡中野久木村平方村

平方原新田 平方村新田

戸長湯浅朗

埼玉県令吉田清英殿

(中略)

北葛飾郡吉屋村ヨリ衆人便利之為メ、庄内古川通へ新ニ渡船相設度趣ヲ以、沿川村々及千葉県下東葛飾郡中野久木外三ヶ村戸長連署別紙之通願出候ニ付一応取調候処、不都合之廉モ無之候間、千葉県へ及問合候処、敢テ差支之筋無之旨回答有之候ニ付、左ニ御指令案相伺候

書面願之趣聞届、別紙定書下渡候条、右写ヲ以渡口へ揭示可致

事

〔製印〕 明治十七年十一月廿七日

埼玉県令吉田清英

定

武蔵国北葛飾郡吉屋村

字庄内古川通 渡船

右对岸千葉県下総国東葛

飾郡中ノ久木村

常水平均川幅九十間五尺
出水

賃錢

一男女共 壹人

金四厘

但五年未滿

無賃

一両掛分持

壹荷

金三厘

一牛馬

金四厘

一長持

壹棹

金四厘

一人力車

金四厘

但六人持以上一人毎ニ五分増

一大七以上荷車

金四厘

一諸荷物

壹駄分

金四厘

一大六以下荷車

金三厘

但牛馬之口附車夫担夫等右ニ属スル者ト雖トモ
總テ本文之賃錢ヲ加ヘ受取ルモノトス

一駕籠

金三厘

右公私之無差別可請取者也

埼玉県

庶第五百一號

部下北葛飾郡三輪野江村対岸千葉県花和村渡船開設之義ニ付、

第三一九号ヲ以テ御照会之趣了承、右ハ従来ヨリ三輪野江村渡船場ノミニテ差支モ無之候ニ付テハ、爾後モ同様ニ致考候条其御含ヲ以テ御取扱有之度、該渡船場許可賃銭表相添、此段及御回答候也

明治二十年六月六日

埼玉県北
中葛飾郡長川島 浩

第一部長

埼玉県書記官笹田黙介殿

当部内三輪野江村江渡船開設ノ義ニ付、千葉県下東葛飾郡下花輪村人民ヨリ字仙治郎地先江渡船場出願候旨、本県ヨリ御達ノ趣ヲ以テ、御達ニ依リ三輪野江村人民ニ於テ篤ト及協議候処、該渡船ニ付テハ同村ニ於テ過ル寛永年中農民弁利ノ為メ農人ノミ渡船之義出願候処、其筋ニ於テ許可相成居候処、追々人民ノ通行モ多ク有之候ニ付、之カ弁利ヲ得ルニ付中頃本渡船ニ出願、対岸下花輪村渋谷仙治郎地先江上陸罷在、其後明治十六年五月埼玉県庁江出願御聞濟ノ上、別紙写之通賃銭表御下附相成、引続キ本邨ニ於テ渡船仕候義ニ有之、然ル処千葉県下花輪村ニ於テ今回其地先江尚渡船開設出願之義ハ、従来設置有之候場所ニテ、却テ人民ノ不利益ヲ来タシ本村人民一同苦情ニ付、且該下花輪村ノ如キハ農業上三関シ聊不弁ノ廉無之、尤モ右隣村ナル三輪野山村分飛地（反別六反歩余）地所有之候次第、其所有者等ハ三輪野江村人民ニシテ該村ノ如キモ同様農業上少モ關係無之者ニ付、当村人民於テハ飽マテ苦情申出候間、因テ此段理由上申候也

明治二十年五月廿五日

北葛飾郡三輪野江村連合

戸長平本藏之輔 印

北葛飾
中葛飾 郡長川島 浩殿

〔埼玉県行政文書〕明1753

①⑦吉川市市史 通史2 渡船場と徳江橋の架橋
 一交通の要所渡船場 34頁～36頁

渡船場と道路行政(抜粋)
 江戸時代から江戸(東京)と武蔵東部、さらに北関東や東北・北海道などの物資を運ぶ河川舟運の航路に当たり河岸場が栄えた。一方、陸上交通は渡船に頼っていた。
 表5-18からは江戸時代後期と比べ、明治以降に物資の輸送が活発となり人馬の往来等の交通量の増加に伴い新たに渡船場が増えた様子が分かる。渡船場には対岸の農地へ行く小模な作場渡し(私渡し)と賃銭を徴収することが許された官渡し(官渡)の渡船場があった。武蔵国郡村誌』によると、明治九年の段階で地域の官渡しは江戸川通りの八子新日の渡し、羽口の渡しと、庄内古川通りの上内川の渡しだけであった。

賃取りの渡船場
 現存資料から地域の渡船賃徴収を許可された主な渡船場は表5-19の通りである。江戸川通りでは明治十一年一月十九日に許可となる三輪野江村・下花輪村(流山市)間があり、ここは川幅が一〇六間(約一九メートル)と長く賃銭額もほかの渡船場とは相違した。
 対岸の渡船場開設については既得権益を守るため抗争となった。その例が江戸川通りの三輪野江村・下花輪村間の渡船場である。ここ(羽口の渡し)は、江戸時代の寛永年中(一六二四～四三)に作場渡しとして開かれ、中頃に通行も多くなって本渡船となった。さらに明治十六年(一八八三)五月には埼玉県の許可を得て渡船賃を取って経営する渡船場となり流山方面等への交通に便利な場所となった。しかし、明治二十年(一八八七)に新たに下花輪村側が開設願を出したことから問題となった(資料編62)。利根運河の工事着工の前年であり、江戸川通りの交通量が増大した時期であった。沿岸の住民にとつて渡船場の収益は大きな魅力だったであろう。その後のことは資料が無く残念ながら明らかではない。

表5-9 明治10年代 主な渡船賃銭

河川	渡船場	川幅 (常水出水 平均)	乗合 1人	牛馬(荷馬) 1疋	人力車 1輛	荷車 1輛		馬車 牛車	駕籠 1挺	両掛 分持共 1疋	長持 1俵	荷物 (諸荷物) 1駄	備考
						大七以上	大六以下						
利根川通り (江戸川)	三輪野江-下花輪	106	5 (5~11才 半額)	5	5	5	3	-	3	3	5 (2人持 以上)	5	明治11.11 許可

表5-8 吉川市域の渡船場

河川名	渡船場	左岸	右岸	新編武蔵風土記稿	武蔵国郡村誌
江戸川	観音越の渡し (花輪)	野田市今上	吉川市下内川		
	今上の渡し (須崎)		八子新田	○	○
	深井新田の渡し	流山市深井新田	深井新田		
	尼屋の渡し	平方村新田	平方新田		
	加藤の渡し (六兵衛)	中野久木	加藤	○	○
	半割の渡し (南)	南	半割		○
	羽口の渡し	下花輪	三輪野江	○	○

⑱幕末期の見張り番体制について * 幕末の世相を反映して、脇往還等も取り締まりが厳重になる。番所の設置等。

1.江戸川右岸二郷半領抜粋

(三郷市史研究より) 同様に古利根川右岸の八条領(八潮) 側等の核渡し場も、同様に見張場も設置。この分は記載略)

渡船場	詰合村	詰合人数	摘要
小向村	小向村,長沼村,徳島村 久兵衛村,下新田村,高須村 長戸呂村,樋ノ口村,寄巻村	村役人2人	明六ツより暮六ツ迄嚴重相勤、2人の内1人泊り
丹後村	丹後村,前間村,後谷村 半田村,采女新田	定詰1人・村役人2人	渡船明けより渡船仕舞迄嚴重相勤、明六ツ出勤暮六ツ退散、村役人は2人共1自り番、夜中御用筋にて渡船の者精々取札し
三輪野江村	仁蔵村,小谷堀村 三輪野江村,半割村 上場村,飯島村	村役人1人	明六ツより暮六ツ迄嚴重相勤、夜中は一切渡船不相成

2.江戸川左岸下総領 (松戸市史近世編を転載)

渡船場	詰合人数	摘要
流山村 (流山側に見張り所設置。)		脇往還として通行量の多かった丹後の渡しには、米津伊勢守の配下が詰めた。

3.江戸川左岸下総領 (日本歴史地名大系 千葉県地名より転記。)

(元資料は文久元年(1861)渡船場往来助見張議定連印帳 (須賀家文書。流山市史VI諸家文書には未掲載)

渡船場	詰合人数	摘要
上新宿新田 (武蔵野国とを結ぶ六兵衛渡) 「上新宿新田渡船場」	村役人一人、人足一人	
桐ヶ谷南村 (武蔵野国半割村とを結ぶ南下渡し) 「南村渡船場」	村役人一人、人足一人	
平方原新田 (天谷渡は、尼谷の渡とも記す) 「平方新田渡船場」	村役人一人、人足一人	

岩野木の渡し「七右衛門新田の渡し」幸房の渡し」と種々な名称がある。江戸川の渡しは千葉側と埼玉側の地名を交互につけたが、自分側の地名で呼ぶことが多い。
丹後の渡し → 1.2km

三郷から昭和五十四年流山に移ってきたという三枝昌一さん(流山一丁目)はこう語る。

父孫一(三郷)は三郷の早稲田村村長吉田さんから渡しをやらなうかと言われ、舟一艘をもらって渡しを始めた。私の小学校のころだった。父は人の面倒見の良い人で、何人も溺れる人を救った。また三郷へ田植えの応援に来る流山の女の人たちの世話を「まめにしていたのを覚えている。流山の根郷あたり(二十五日市(十二月二十五日)、みそか市(十二月三十日))があり、三郷からたくさんの方が渡ってきた。昭和三十年ごろの渡し賃は五円。幸房の渡しは、現在の白い標識からさらに六百メートルぐらいた。下流の堤防にある石段の近くにあった。対岸三郷側の渡し場は岩野木の富足神社から堤防上がったところにあった。海老原周一さん(南流山七丁目)は、渡しの利用者は、普通の日はあまり多くはなかった。川原には、茅がいつぱい生い茂っていた」といつている。幸房の渡しの「幸房」は開拓者松浦幸房(九州松浦藩)の功績をたたえてつけた地名といわれる。

*江戸川の流路の変更 松戸市史中巻(460頁) 水害対策としての直線化 宝永二年(1705)に木村から、七右衛門新日、主水新田、伝兵衛新日、外河原村沿岸の江戸川の小さな屈曲部を直線化する工事が行なわれ、木村には対岸の岩野木村の飛地ができ、主水新田には同じく対岸の一本木村の飛地ができた。また反対に外河原村の一部が対岸に移動



位置図 時系列地形閲覧サイト「今昔マップ on the web」(©谷 謙二)による

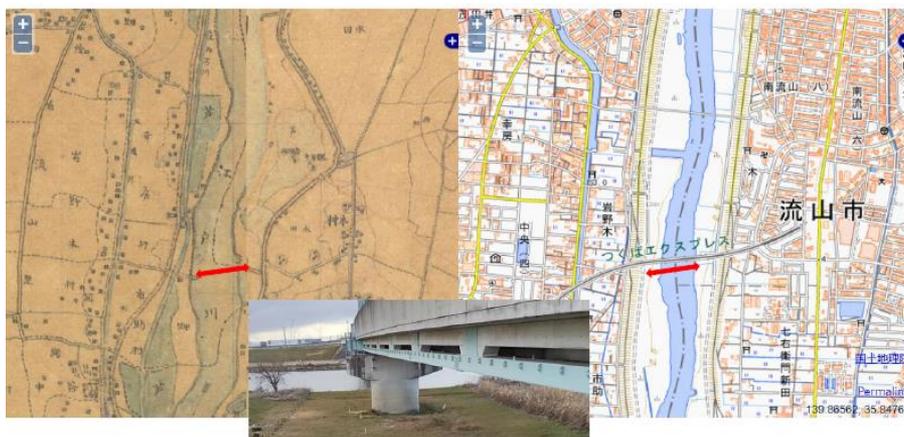


12/27共有済の三郷観光協会の標柱の標記を再掲 ↓

『江戸時代は地元の人々が利用する渡船場であった。明治十九年(1886年)に対岸の飛び地に村共有の渡船場開設が許可され、村民以外からは賃金を徴収していた。岩野木の渡しとも呼ばれていた。』



堤防上の標柱 対岸は松戸市 当時の面影は残っていない上流につくばエクスプレス



実査結果

①迅速測図(M13)の渡し場場所は、左岸現標柱から860m下流EX橋脚の付近、ゆう大「河岸と渡しコース」や上図調査報告書の場所。聞き書き場所①を富里神社の対とすると向いの左岸側は木香取神社下辺り。①や②の各場所と左岸現標柱場所は各々乖離。

⑳ 渡しの呼び方について

各渡しの呼び方は一定ではなく、時代や場所（左岸右岸）で変化。

* 概ねの各呼び方はいつからいつ迄だったのか？ 今後推定要。

流山市史民俗編掲載の名称 (左岸村名)、(右岸村名)はM13迅速測図 ベース)	右岸 二郷半 (吉川、三郷側)	左岸 (流山側)
深井新田の渡し (深井新田)		深井新田の渡し
平方村新田の渡し (平方村新田)	天谷の渡し、 雨屋の渡し	天谷の渡し、 尼谷の渡 し、
上新宿新田の渡し (上新宿新田) (加藤、半割の境 目辺り)	加藤の渡し、 六兵衛の渡し	上新宿の渡し
南下の渡し (南)、 (半割)	半割の渡し	南下の渡し、 南の渡し
羽口の渡し (下花輪)、 (三輪野江)	三輪野江の渡し、 羽口の渡し、 バ クチの渡し、 バクチョーの渡し	羽口の渡し、 馬口の渡 し、 博奕の渡し
加村の渡し (加)、 (前間 (** 田中新田))	前間の渡し	瀬割の渡し (古名)、 加村の渡し、 本多河岸 の渡し、 やっから (矢 河原)の渡し
丹後の渡し (流山)、 (丹後)	八木野の渡し (古名)、 丹後の渡し (* 井原丹後守が開拓)	
幸房の渡し (木) (幸房、岩野木、)	岩野木の渡し 幸房の渡し (* 松浦幸房が開拓) 七右衛門新田の渡し (松戸)	岩野木の渡し 幸房の渡し
* 印は、新武蔵風土記稿の記述から。		
** 印の田中新田は、丹後・小谷堀・後谷・前間・三輪野江5村で耕作 (村入会地)。		

(参考) 渡し跡に設置されている標柱の標記 (左岸、右岸)

◎流山市観光協会設置(H14.3末)の江戸川左岸の渡し跡標柱の記述内容
観光協会HPに以前アップ、頁リニューアル後無い。代わりにガイドの会外部
HPページを参照。*「説明文は流山市観光協会より」と注釈あり

<http://shisekigaido.starfree.jp/sub11-2.html>

【1】深井新田の渡し跡:深井新田は江戸時代の江戸川開さくで分断された
地域で、対岸に耕作地を持つ人も多く、認可は明治10年6月だが、江戸時
代からの古い渡しである。

【2】尼谷の渡し跡:平方村新田と平方新田(埼玉側)が共同で運営していた
渡しで、30人ほどが乗れる大型の舟を使用し、時には牛や馬、自転車も渡
したと伝えられている。

【3】六兵衛の渡し跡:別名「上新宿の渡し」と言うが、六兵衛なる人が運営し
「六兵衛の渡し」が一般的。作業場(対岸の耕作地や流作場)への渡しとして
昭和20年頃まで存続。

*流作場(ながれさくば/りゅうさくば)とは水害を受けやすい田のこと。

【4】半割(南)の渡し跡:3,4人が共同で運営、昭和20年代後半まで存続し
た。埼玉側では農閑期に牛や馬を千葉側に預けることが多く、「馬船」と呼ば
れる大型の舟を使用した。

【5】羽口の渡し跡:流山に屯集した新選組を制圧するため、新政府軍が来流
し、砲列を敷いた。田中藩が統治した加村の公営の渡し場だが、近くに賭博
場があったとも言われる。

【6】矢河原やっからの渡し跡:「加村の渡し」とも言い昭和35年頃まで存続し
た。幕末に再起を図るため流山で屯集した新選組の局長近藤勇は新政府軍
の包囲に出頭、この渡しで流山を後にし、二度と帰らぬ人となった。

【7】丹後の渡し跡:「羽口の渡し」と並ぶ公営に渡しで小金道の一部として3
艘の舟が用いられていた。新選組が来流時に利用したとも言われる。昭和1
0年の流山橋架橋で廃止された。その橋も昭和40年2月に現在の流山橋の
完成で姿を消した。右の写真のように現在では橋脚だけが残って往時を忍
ばせている。

【8】幸房の渡し跡:「岩野木の渡し」、「七右衛門新田の渡し」「幸房の渡し」と
様々な名称がある。江戸川の渡しは千葉側と埼玉側の地名を交互につけた
が、自分側の地名で呼ぶことが多い。

◎三郷市観光協会設置の江戸川右岸の渡し跡標柱の記述内容

・「前間(ぜんま)の渡し跡」:流山市側の「矢河原(やっから)の渡
し跡」と対面する位置にある。『江戸時代から、前間村・田中新田
と加村(現流山市)の間を渡していた渡船場である。もとは、地元
の人が利用する渡船場であったが、明治十一年(1878年)に加
村の古坂喜左衛門らが新規渡船として、公の許可を得て営業を
始めた。矢河原の渡し、加村の渡しとも呼ばれていた。』

・「丹後の渡し跡」:『江戸時代から丹後村と対岸の流山村を結ぶ
渡船場として、丹後村で運営していた。新撰組が流山に向かうの
に利用したとも言われる。流山橋が昭和十年(1935年)に架橋さ
れるに伴い、廃止された。』

・「幸房の渡し跡」:『江戸時代は地元の人々が利用する渡船場
であった。明治十九年(1886年)に対岸の飛び地に村共有の渡
船場開設が許可され、村民以外からは賃金を徴収していた。岩
野木の渡しとも呼ばれていた。』

◎吉川市では、標柱を設けていない。

(参考) 日本地名大系【平凡社】一部日本地名大辞典【角川】。千葉県、埼玉県の地名を抜粋

1. 三輪野江村(三輪野江の渡し):幕府領。当村は慶長17年以降の開発にかかる。下花輪村に至る渡し場があり、近郷の樵夫・耕作人などが利用したが、関東郡代伊奈忠治の管轄するところで、寛永8年の制札があったという。
2. 花輪村(羽口の渡し) :対岸の武蔵国葛飾郡三輪野江村とを結ぶ羽口渡があった。いわゆる桐ヶ谷セカ村の一つ。古くは単に花輪村といい、寛永二年(一六二五)の旗本本多正貫の領知目録写には花輪村一四一石とみえる。元禄郷帳でも花輪村とあるが、近世中期頃より下花輪村と称せられるようになった。「本多四公日記」によると元禄一一年(一六九八)の領地替で幕府領となり、同領のまま幕末に至る。
3. 流山村(丹後の渡し) :流山河岸と丹後渡とは至近、江戸川水運の物資集積地、また渡船場の宿としても栄えた。丹後渡は当村と武蔵国葛飾郡丹後村とを結ぶ渡し場で、寛永八年「丹後新田」が幕府の許可を得て開いたとされる。渡しは当村と武蔵国葛飾郡丹後村(現三郷市)とを結ぶ渡し場で、寛永八年「丹後新田」が幕府の許可を得て開いたとされる。(新編武蔵風上記事稿)。渡船の権利が丹後村側にあったので丹後渡の名が付た・・・。
4. 丹後村(丹後の渡し) :下総高城氏の旧臣と伝わる伊原丹後が開発、その名を村名としたと伝え、寛永八年(1631)に伊奈忠治が出した江戸川作場渡しの書付には丹後新田とあるという(風土記事稿)。江戸時代を通じて幕府領と思われる。当村と流山村の間には船渡しがあり、二郷半領13カ村の者が対岸の加村、三輪野山村等の耕作のために渡り、流山村や小金町の市にも出かけている。また当村は寛永八年の伊奈忠治の証文(作場渡書付)を所持し、川端に船頭屋敷があった(貞享三年「利根川通関所之外脇渡場改覚」竹橋余筆)。
5. 加村(やっからの渡し) :河岸場は渡し場としても利用された。本多河岸渡とか「やっから」(矢河原)渡とよばれ、対岸武蔵国とを結び駒木村の諏訪神社や成顕寺へ参詣する人々で賑わった。
* 前間村(ぜんまの渡し) :貞享三年(1686)に関東郡代伊奈忠篤が記した利根川通関所之外脇渡場改覚(竹橋余筆)には前間新田と記される。同覚によれば、同新田では伊奈忠治が江戸川の対岸にある耕地への渡船を許した寛永八年(1631)九月の作場渡証文を所持しているが貞享三年時は対岸に作場はなく船渡しもしておらず用のある時は丹後村より渡船していたという。

(参考) その他:「流山市史近代流山町編」「吉川市史民俗編」「河川と流山」「東葛流山研究」等にも名称や由来等有。

1. 流山町史:「当町には八木野の渡といふ渡船場がありしと、この渡は八木郷支配者の一族井原丹後といふもの、埼玉県北葛飾郡早稲田村の邊を開拓するのに此の渡を往来し、これより八木に通ずる道をつけたりと、」。八木=中世の郷名。
2. 吉川市史民俗編:渡し・河岸の項に、各渡し等の詳細解説。
3. 「河川と流山」(流山市博物館調査研究報告書10):近代に入っの、各渡し・河岸等について聞き書き内容が 多数掲載。
4. 東葛流山研究(流山研究におどり)創刊号:流山の渡し やっから名(天谷の渡し)の紹介文
「天谷の向う岸は、広い河原になっていて、乾いた砂地には、ヨシや河端柳のような灌木が人の背丈よりも高く生い茂っていて、また、細い流れもいくつかあって、そこには丸太をならべたり、小さな木橋もあった。土地の人はこうした河原をやっからと言った。やぶになっている河原の意
5. 東葛流山研究第10号:今は昔・「江戸川の渡し」:慶応元年を迎える元治3年(1864)の暮になると、緊張した世相を反映して、松戸の関所は取り締まりが厳重になり、ことに脇往還として通行量の多かった丹後の渡しには、流山側に見張り所が設けられ、米津伊勢守の配下がこれに詰めた。
6. 東葛流山研究第23号 聞き書き・流山の渡し:前頁の流山側の標柱や由来等を、聞き書きを中心に記述。